

平成30年度(2018年度) 債権管理課への債権移管の状況

移管債権名(債権所管室課名): 国民健康保険料(健康医療部国民健康保険室)

	ア 処理内容	イ ウ 対象者数		エ オ 調定額※1		カ 備考
			うち、市外		うち、市外	
①	移管継続者※2	4人	1人	3,258,372円	606,750円	平成29年度(2017年度)から継続
②	移管予定者決定(仮決定)※3 [③+⑥+⑬]	193人	19人	255,597,422円	20,736,500円	平成30年(2018年)4月12日付 で移管予定者の選定(仮決定)
③	執行停止処分相当 [④+⑤]	22人	1人	25,403,770円	1,283,120円	
④	1号執行停止	18人	1人	21,804,890円	1,283,120円	
⑤	2号執行停止	4人	0人	3,598,880円	0円	
⑥	その他 [⑦+⑧+⑨+⑩+⑪]	132人	14人	177,771,810円	16,431,490円	
⑦	分割納付約束	31人	4人	41,541,930円	2,863,070円	
⑧	原課差押対象	27人	2人	28,040,490円	2,327,280円	
⑨	経過観察対象	6人	0人	9,399,400円	0円	
⑩	完納・滞納少額	3人	0人	1,565,750円	0円	
⑪	時効関連	65人	8人	97,224,240円	11,241,140円	
⑫	移管予告対象者 [⑬+⑭]	39人	4人	52,421,842円	3,021,890円	平成30年(2018年)9月4日付 で移管予告書発送
⑬	その他(分割納付約束)	21人	2人	26,540,799円	1,995,260円	
⑭	移管決定者(決定)	18人	2人	25,881,043円	1,026,630円	平成30年(2018年)9月18日付 で移管者決定

※1 調定額は、督促手数料を除く本料の平成30年度(2018年度)の現年度分と滞納繰越分を合算した金額です。

※2 移管継続者は平成29年度(2017年度)に移管決定し、平成30年度(2018年度)も引き続き移管を継続したものです。

※3 移管予定者(仮決定)は、原則として滞納額が60万円以上の滞納者を対象としています。